

神栖市「地域クラブ活動」指導者&指導団体 募集要項

個人指導者向け

要項名

地域クラブ活動の指導を行う指導者募集（個人）

募集対象

18歳以上の方

指導種目

軟式野球／サッカー／バスケットボール／ソフトテニス／卓球／バレーボール／柔道／剣道／吹奏楽

職種

地域クラブ活動指導者
（事務局による直営型クラブ活動への派遣型指導者）

所属先

かみす地域クラブ（仮称／神栖市地域クラブ統括管理団体 事務局）

勤務地

茨城県神栖市

勤務時間

- 原則 休日（土日）いずれかで、1日3時間
※練習日の設定については市部活動運営方針に則る。
- 原則として月4回（年48回）
※大会サポートなどで勤務時間が変動することがあります。

職務内容

神栖市内での、中学生対象の地域クラブ活動における指導

- 指導プログラムの計画作成、および実施
- 参加者の出欠確認（専用アプリにて、保護者向けに出欠の連絡を送信、ほか）
- 自身の勤務報告（専用アプリまたはメール等にて、事務局宛に送信、ほか）
- 学校との連携：必要時の学校への申し送り、報告など（専用アプリメール等にて）

- 大会出場、遠征時等の対応：試合、大会などの用具の運搬および、現地での大会運営業務等
- ケガ、事故など緊急時の現場対応ほか（専用の研修にて対応内容を説明）
- ほか上記に付帯した必要な業務

勤務開始時期

2024年9月

報酬

1,500円／1時間（1回あたり3時間の指導が標準）
交通費1,000円

福利厚生

- 指導者保険
- 指導者研修

応募資格

18歳以上の方

備考

- 実技指導、安全・傷害予防に関する知識・技能の指導、用具・施設の点検・管理、保護者との連絡（練習計画の提示、出欠確認等）など、多様な職務に従事すること。
- 生徒の安全の確保や、練習等が過度な負担とならないよう徹底することはもとより、体罰・言葉の暴力・性暴力・ハラスメントなどの行為を行わないこと。
- 指導に当たる際には、生徒の意見表明権を含む基本的人権などの権利擁護の観点に留意すること。
- 生徒や保護者に対する不適切な行為の防止に努めるだけでなく、生徒間で事故やトラブルがあった場合についても、看過することなく対処すること。
- 生徒理解はもとより、事故やトラブルへ対応する際に必要な知識や考え方などの知見を身に付けておく必要があることから、定期的に研修を受けること。
- 指導者の情報（氏名、競技歴、指導歴、資格等）を開示すること。

指導団体向け

要項名

地域クラブ活動の指導を行う団体募集

募集対象

- 少年団等、すでに近隣地域でクラブ活動を行っている団体
- 神栖市の地域クラブ活動を前提に、新設または新設予定の団体

指導種目

軟式野球／サッカー／バスケットボール／ソフトテニス／卓球／バレーボール／柔道／剣道／吹奏楽

その他 多様なスポーツ・文化芸術活動

業務概要

地域クラブ活動の指導および運営

活動場所

茨城県神栖市

活動時間

- 平日2時間、休日3時間、週11時間を上限とする。
※練習日の設定については市部活動運営方針に則る。

業務内容

神栖市内での中学生対象の地域クラブ活動における指導および運営全般

- 指導プログラムの計画作成、および実施
- 参加者の出欠確認（電話、メール、専用アプリ等にて、保護者向けに出欠の連絡を送信、ほか）

- 活動報告の提出（メール、専用アプリ等、事務局宛に送信、ほか）
- 学校との連携：必要時の学校への申し送り、報告など（電話、メール、専用アプリ等にて）
- 大会出場、遠征時等の対応：試合、大会などの用具の運搬および、現地での大会運営業務等
- ケガ、事故など緊急時の現場対応ほか（専用の研修にて対応内容を説明）
- 指導者および参加者の保険加入
- 指導者への研修実施
- ほか上記に付帯した必要な業務

※活動および運営に使用する推奨アプリや連絡等のルール、推奨する研修内容など、詳細は事務局よりレクチャーがあります。

勤務開始時期

2024年9月

応募資格

- 茨城県地域クラブ活動ガイドラインおよび、神栖市の定める「認証基準」に則り、地域クラブの活動、運営、ガバナンスが実施できる団体
※認証基準の詳細は、ホームページをご覧ください。
- 地域クラブ活動の運営業務全般を、独自に遂行することができる組織体制を持った団体

備考

- 活動場所の確保などでお困りの場合は、事務局へご相談ください。